

監査委員公表第503号

平成22年10月29日付け監査第709号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月18日

大分県監査委員 米 濱 光 郎  
 大分県監査委員 姫 野 邦 子  
 大分県監査委員 大 友 一 夫  
 大分県監査委員 伊 藤 敏 幸

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(農林水産部)		
森林保全課 (森林整備室)	平成22年8月2日から 平成22年8月3日まで 平成22年8月18日	<p>指摘事項</p> <p>県営林産物売買契約に係る契約保証金の売買代金への充当について、売買物件の引渡し前に行うべきであったにもかかわらず、遅延している事例が多数認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>平成22年度からは、契約保証金を売買契約書に定める売買代金の納入期限までに充当するよう改めたところであるが、今後も引き続き適正な事務処理を行う。</p>
(教育庁)		
体育保健課	平成22年6月23日 平成22年8月23日 平成22年9月17日 平成22年7月21日	<p>指摘事項</p> <p>県立総合体育館の使用料について、総合体育館との連携不十分により、改定前の旧単価で使用料を徴収するなど不適正な事務処理をしている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>使用料の過誤に係る納付義務者等に対する説明を行い、既に納付又は還付を完了したところであるが、今後は、定例会議等により指定管理者との連携に努める。</p>